

釋教卅六人歌仙圖考

梅津次郎

一序

佐々木信綱博士の架蔵にかかる釋教卅六人歌仙圖卷殘闕は、その變り歌仙たることゝ、その畫の特異なる風格とによつて、史家の注目を惹き、夙に國華第三五
六號誌上に紹介せらるゝところであるが、私は本稿に於て、これが完本なりし日の姿を傳へる常信縮圖の存在を紹介すると共に、多少の覺書を附加へたいと思ふ。

二 佐々木家本と常信縮圖

佐々木博士の藏架には、いま卷子裝、挂幅裝各一を存するが、他になほ一二の殘闕を傳へて居り、併せてその内容を示すことにする。いづれも蠹蝕のあと慘しきものがあるが、左の詞書は能く限り現状を現はした積りである。但し異體の假名は通行の體に改め、改行は原本に従ふ。

佐々木家卷子裝の分（堅二八・三種、横一九）は、左の如く内題より始る。

釋教卅六人歌仙圖 勸修寺僧正榮海撰

夫語ノ花ハ心ノタネヨリナリ筆ノ海ノナカレハ
法ノ源ヨリ出タリシカアレハ久方ノ月ノ國ヲ
ハシメトシテアカネサス日ノ本ニイタルマテ佛

ノ教ヘ人ノ詞ハカハレル處ナカルヘシ是ニヨリテ
聖德太子ノ片岡山ノウエ入ニムラサキノ衣ヲ給シ
顯性成佛ノフカキ心ノ色ヲシメシ婆羅門僧正
ノ梵國ヨリイタリシ行基菩薩ト共ニ靈山會座

—紙繼

ノ昔ノ契ヲノヘ給フイハンヤ彼ノ南天シテハ大日世尊
鍍塔ノトホソヲ開キ給テ眞ノ法ノ光ヲカ、ヤカシ我國
ニシテハアマテルヲン神天岩戸ヲ出給テトコヤミノ
世ヲテラシ給フ神ト佛ト異ナルニ似レトモカシコニ出
給フ日ノコノ國ヲテラシ給フ事ウタカフニタラス
國ヲ大日ノ本國トナツケテ大種姓人法縁ステニ熟
シケレハニヤ眞ノ法ヒトエニ因屋島ノ國ニヒロマリ祕密
上乘ノフカキムネヲ、ク大和コトハノ中ヨリアラハル
弘法大師法性ノムロ□□讀給ヘル性海本地有爲ノ浪風ト——（紙繼）

□ ル事ヲシメシ遍照僧正穢ノ神フルノ山邊トイヘル本ノ

サトリノ花ヲ栽ケントキヲシラサル心ヲノヘタリ此趣ヲ

アル人吉野山ノ春ノノソミテ開敷花王三昧□

郭公ナクヤ五月ソラヲナカメテ聲聞實相ノトナヘヲキク蓋

□ サトルトサトラサルトハ物ニソムトソマサルト佛ト衆生ト□

心ヲシ□ラサル□ナラン今此ソ文字アマリ一文字□

コトハヲアツメテ舌相言語皆是眞言ノ理ハリヲアラハシ因

ミソムツノ歌仙ノスカタヲエラヒテ佛德三十六皆同自性身

□ ネヲシメスカルヘシ貞和三ノトシヤヨイノ廿日アマリノ

□ カノムラサキノタ、シキニアラサル色ヲナラウトイ

□ノシロキヲスル筆ノ跡ト、ムルナンアリケル

—(紙縋)

達磨和尚

(像、達磨)

伊かるかや富の小河のたえはこそ

我大君の御名をわすれ

沙彌滿誓

(像)

世の中を何にたへん朝ほらけ

こき行ふねの跡のしら浪

他は大正六年十月高橋男爵家賣立目録所載の殘闕一幅(豎九寸三分巾一尺一寸)

慈覺大師

(像)

迦ひら衛とも口契しかいありて
文殊の御かほいまミつるか那

靈山の釋迦の御前にちきりてし

真如くちせずあひミつるかな

大僧正行基 (像)

—(終)

次ぎに、同家挂幅裝の分(横二七八九種)は

玄賓僧都

(像)

三輪河のきよきなかニれすゝきてし

衣の袖を又やけかさ舞

である。而して以上の二點は堅の法量に僅少の差異を示すが、料紙、墨色、描線の性質に於て全く同一本の分れであることは疑ひの餘地を存しない。

しかるに、以上の他に、之の同じ分れと覺しきものに左の二點がある。一は鷹巢豊治、田中一松兩氏の御示教によつて知つたのであるが最近斷簡の儘發見せられ、某氏の藏有に歸したと云ふ(参照)

沙彌滿誓

(像)

世の中を何にたへん朝ほらけ

—(紙縋)

僧正菩提

(像)

—(紙縋)

大方のする月日をなかめしは
我身にとしのつもるなりけり

智證大師

(像)

法の船さして行身ハもろ／＼

神もほとけもわれをみそなへ

之は現在の所在不明乍ら、以上四點は吾人の見聞し得た佐々木家本殘闕の全部である。

今之等を東京美術學校所藏常信縮圖第四十七卷所收の摸本と比較するに、之がその稱呼の示す如く堅約五寸六分五厘の料紙に縮摸せるものなるに拘らず、改行並びに文字及像の配列の形式より、漢字假名の關係に至る迄全く佐々木家本と一致するのであつて(別掲圖版及詞書參照)、より推せば、此縮圖は佐々木家本の未だ完本なりし際に於ける直摸と考定せられるのである。しかも又詞書の校合は佐々木家本の蠹損が、元祿十三年筆寫當時既に現狀の如き廣範圍に亘るものであつたことを示すのである。吾人は常信の筆寫に於ける態度の一見勿々なるが如くして意外に嚴正なるに驚くと共に、茲にこの釋教歌仙の古本を斯の如き原形に於て想見し得ることに欣懽の念を禁じ得ない。

即ち吾人は常信縮圖によつて佐々木家本釋教卅六人歌仙圖の全貌を窺知し得るのであつて、斯本考察に有力なる資料を得ることになった。

しかし乍ら之が考察には猶ほ異本の調査を必要とする。

三 異 本

群書一覽は釋教歌仙の諸本について詳細に記録してゐる。左にその全文を寫す。

釋門三十六人歌仙 一卷 勸修寺僧正榮海

貞和三年三月廿日あまりの比の自序あり左右をしるさすをの／＼歌一首を擧げたり達磨和尚 菩提僧正

異本に婆羅門僧

大僧正行基 傳教大師 弘

法大師 慈覺大師 智證大師 沙彌滿誓 僧都玄賓 僧正遍昭 喜撰法

師 僧正聖寶 素性法師 空也上人 日藏上人 蟬丸 性空上人 少僧

都源信 惠慶法師 能因法師 良運法師 律師永觀 登蓮法師 大僧正

行尊 僧正永緣 俊惠法師 道因法師 西行法師 大僧正慈圓 二品親

王守覺 法橋顯昭 寂蓮法師 寂念法師 僧正行意 貞慶上人 高辨上

人 異本明惠 上人

奥書に云明德元庚午霜月四日馳筆云々一本奥書に云右所寫古筆之卷物也圖有之榮海僧正自筆之草案歟追而可尋之委校合畢又以他本校合付異儀畢他本聖德太子の歌第二に入て貞慶上人なし瞻西上人有て律師永觀なし又一本釋教歌仙と有て奥書に云榮海僧正高雄神護寺別當聖濟僧正弟子無動院住八坂新千載集に入

之に對して、吾人所見の諸本は既記二本を除いて、左の四本に過ぎぬが、系統的には群書一覽の記るせるものを悉し得たかと思はれる。

甲 類

(イ) 釋教三十六人譯仙

寛文元辛丑曆季秋林和泉様板行。

奥に「榮海僧正神護寺別當」云々の記あり。

歌仙像あり。聖德太子の歌を存し、貞慶上人を缺く。

(ロ) 釋教三十六人歌仙

國文東方佛教叢書歌頌部所收本。

奥に「榮海僧正神護寺別當」云々の記、及び「寛文第四星辰甲辰孟秋朔舒嘯」の記あり。

(序) 图仙人歌冊釋教

内容(イ)に同じ。但し左右に分く。

(八) 百瀬川所
收本(帝國圖書館藏寫本)

奥に「釋門三

十六人在繪圖
勸修寺慈尊院
僧正草云々

他本瞻西歌ト
カハル 法師
永觀皆人を渡
さむと思ふ心

こそ極樂へ行
しるへなりけれ

れ」

聖德太子の歌
なし。貞慶上人
の歌あり。

永觀に代りて
「瞻西上人

菴さす榎の葉
陰にもるゝ月
のくもるとみ
しは時雨なり
けり」あり。

釋教歌仙

帝室博物館所藏摸本、殘卷、蟬丸以下二十一人、歌仙常信本と同じ。

奥書「右一卷ハ歌者爲家卿筆畫邦隆也。其上如慶寫所其後十八九年土佐内記寫之。以前後水尾院様より拙者ニ寫可上被仰付候則田村常賢者本番覺候半條相談仕可上之旨壹卷寫上申候 廣澄」「以住吉内記所藏摸本再摹、天保二年辛卯八月十七日會心齋法眼」「詞林言葉集ト内記繪本之表紙ニシルセリ」

繪は歌仙像に自然景を添ふ。(挿圖參照)

此の分類は便宜的なものに過ぎないが、甲類に於ては、既に注記せ
る如く、(イ)、(ロ)は共に聖德太子「しなてるや片岡山にいひに餓ゑてふ
せる旅人哀れおやなし」の歌を入れて達磨の「いかるかや」の歌に對
せしめ、最後の明惠上人の前に貞慶上人を缺いてゐる點に於て(イ)に於
六像
六像共通し、常信本が聖德太子の像及「聖德太子」の文字を存し乍ら
その歌を存せず、貞慶上人を加へて歌卅六、像卅七なること、著しい
差異を示してゐる。更に(ロ)は卅六人を左右に番つて歌合の形式をとれ
る點に於て特異の例となる。(ハ)は聖德太子を缺き、貞慶上人を存する
點に於て常信本に一致するが、永觀が瞻西となれる點に於て又異なる。
(但し斯本は佐々木家本齋損の箇所に當る部分を空白とせることによりて、之が佐
々木家本に系統することを知り、從つて瞻西上人の交代は後世の事なるを知る。)

乙類

(一) 達磨和尚の歌として此處に載せられた「いかるか」の歌が、聖德

太子の片岡山

の御歌に對す

る飢人の答歌

として現はれ

るのは、日本

往生極樂記、

拾遺和歌集頃

からであらう

が、之が垂跡

思想の發展に

伴ひ、飢人は

達磨の化身と

せらるゝに至

つて、歌論史

上に於ては野

守鏡に見る如

き此の問答歌

に對する代表

的な解釋を生

むに至つたの

であつた。從

つてこゝに太

東京　佐々木氏綱藏

子の御歌を缺くことは頗る不自然たるを免れ難いのであつて、或ひはこゝに失はれた原本を想定して、太子の御歌を存したとなす見解を一應は成立せしめ得るかもしだい。若し果して然りとすれば、常信本（即佐々木家本）に於ける歌三十六、像三十七と云ふ數は、貞慶像及歌の後世の補入なることを結論せしむるものである。乍然、それは他本が太子の御歌を補入せるがため（常信本には、「聖德太子」の文字及びその御像を存す）最後より二番目に於て貞慶の像及歌を省略し去つたと見ること以上に困難を伴ふであらう。猶此問題はかかる文學的形體の側面以外に、後述する如く繪卷形式の側面からの考察によつて補はねばならぬ點を含んでゐるのであるが、釋教歌仙の原撰者は、恐らく、聖德太子を他の歌仙と同列に取扱はず、達磨像に附屬せるものとなしたのであると考へられる。現に常信本（佐々木家本）に於て太子は添景的に小さく描かれて居り、又然か考へることによつてのみ、同本が太子を入れて卅七像を存することの解釋が可能である。

(二) 歌合なりしや否やの問題については、(一)の問題に關聯するものであるが、問答歌の形式を探り得るものは、達磨和尚、聖德太子及び僧正菩提、大僧正行基のみであり、しかも上述の如く、聖德太子御歌の存在が否定せらるべきであるならば、かかる歌合の形式は後人の作爲によるものと解釋せざるを得ない。

乙類は帝室博物館所蔵の摸本以外に傳本を知らない。斯本は蟬丸以下の殘巻であるが、歌殊に像は常信本と全く同系であることは一々照合して確實である。但し歌を散し書きにし、殊に各像に夫々歌意を表

はす自然景を添へてゐる點に於て大いに異なるものがある。参照もとより、之は前掲奥書にある如く、徳川最末期の、しかも數傳を経た拙い摸本であるが、歌の筆者爲家、畫邦隆と云ふ所傳以外にも、その添景を以て強ちに近世の作爲と否定し去ることを難からしむる事情がある。

先づこの異本の奥に「詞林

釋教廿六人歌仙圖殘闕（滿誓）

言葉集」と内記繪本の表紙に

あつたと云へる注記は實隆公

記の左の記録文明十五年八月廿一日條を想

起せしめる。

（前略）自柳營所進置之僧三十

六人哥書小序露其和歌之心於
貞和年中作之由○作者不知
後素者也件銘如何躰可被書哉

之由 勅定之間予申入○可被

號緇林言葉繪哉云々尤可然之

由有 勅定則被染親王御方御

筆（下略）

此の實隆所見の一本は當時既

に題銘及撰者名を存せざりし

ことより推せば、之は佐々木家藏本そのものとは異つた一本なりしき明かである。しかも實隆の記録を文字通り解釋するならば、その序文

はその繪卷に於て、和歌の心を繪に表はしたものと云つてあるとしても、ければならない。これは餘りに字義に固執せる解釋であるとしても、實隆の記するところは彼所見の一本が單に歌仙像のみを描いたもので

なかつたことを暗示するもの、如くである。又一方この「緇林言葉繪」と云ふ命名と、博物館本の「詞林言葉集」なる傳稱と、其間に密接の關係を否定し得ないとするならば、茲に實隆所見の一本は先づ博物館本に近き形態のものであつたとの推定が可能である。即ち博物館本の

某氏藏

形態は尠くとも既に文明十五年以前に成立せるものとなすこととも粗々可能である。

元來、繪の意を歌に詠じ、

又歌の意を繪に表はすことは

平安朝以來珍らしからざること

とで、文献的例證は枚舉に遑なきは人の知るところである

が、歌の意を繪卷に仕立た著

例としては吾妻鏡建暦三年三月廿八日條

に「長定朝臣獻繪二十个卷納時繪櫃

古今已下三代集中、撰女房作

者、取其詠歌並事書意圖之將

軍家甚御入興云々」の記事があり、博物館本の形式を直ちに後人の作爲に歸し去ることは容易でない。

嚮に文學形式としては常信本を以て、原本性を失はないものと認められた吾人は、茲に至つて、繪卷形式としての原本形體を検討しなければならなくなつた。即ち常信本形式と博物館本形式との成立の前後關係

の問題である。(常信本については圖版)
(第一一、一二参照)

常信本そのものに對する時、何人も先づ既述の如き、聖德太子の御

歌の無きこ

とに對して

疑問を抱く

と同時に、

何故太子像

のみがかく

(本摸)

小さく上方

に畫かれて

ゐるかを不

可解とし、

更に又弘法

大師像のみ

何故にかく

室戸の巖窟

中に在る姿

として描か

れてあるか

を謎とする

であらう。或ひは之に様々の解釋を試みるかも知れぬ。しかし乍ら、

いま博物館本を以て之に先行せる形式と考へる場合、右の疑問に對す

る解釋は自づから容易である如くに見える。即ち常信本は傳寫の際、博物館本の添景を省略せるもので、たまゝその痕跡を達磨、聖德太子(達磨像に添景的)、弘法の部分に留めたものと解せられるのである。たゞ此の解釋は博物館本上巻の出現を待つて再び確かめられなければならぬが、逆の考へ方が遙かに困難であることは確かであらう。

四 佐々木家藏本

しかば、今暫く上來の考察を離れて、佐々木家藏本そのものに對する様式的批判は如何であるか。書畫兩面より様式的に考へて、之を粗々南北朝頃の製作と考へることに異論はなく、又吾人もとより斯本以上の古本の存在を聞知するものではない。さればとて直ちに之を原本と認め得るであらうか。

先づ斯本は書畫共に墨色を同じくして一筆に成ることは疑ひない。又紙繼と書寫の關係よりして、之が卷首より順を追つて書き又畫かれて行つたことも明かである。文字は繪と共に草々の體である。形像の描寫に於ては、顏面描寫に一種の格調を示すが、衣紋に於ける描線の辿りは相當の混亂を示してゐる(特に玄賓)。之等諸性質の綜合は斯本が草稿にあらずんば、傳寫本たることを物語るものとなすべきであらう。果して斯本そのものを指したか否かは不明乍ら、既記せる如く、群書一覽が榮海僧正自筆の草案歟云々の奥書ある一本を記錄せるを見れば、古く稿本説の存在をも知るのであるが、遽かに贊意を表し難い。

の蟲蝕の箇處を他本を以て考定するに次の如くであるが、

又ミソムツノ歌仙ノスカタヲエラヒテ佛德三十六皆同自性身ノムネヲシメ

スナルヘシ貞和三ノトシャヨイノ廿日アマリノ比カノムラサキノタ、シキ

ニアラサル色ヲナラウトイヘトモエノシロキヲ後ニスル筆ノ跡ヲト、ムル

ナンアリケル

圈點を施せる「エ」字は、國華は之を「コ」と讀んでゐるが、この文字は斯本の他の例に照せば「エ」にあらず、「コ」にあらず、「ユ」に最も近いものであつて、しかも「エ」（繪）にあらずんば意味を通じ難い。瑣細なるが如くして、此一字、勿々の書き誤りと見るには、稿本として、首肯し難いものがあらう。

却説、他面この序文の數行は、疑ひもなく、貞和三年釋教卅六人歌

仙撰集と同時に繪をも作れることを述べたものであつて、國華が兩者の成立に多少の年月の経過を想定せるは了解に苦しむところであるが、上來長々と考察し來つたところに據つて、最後の結論を下すならば、佐々木家本は貞和三年成立の原本にはあらずして、それに多くの年月を隔ずして作られた第二傳の如き位置を占むるものと考へられるのである。而してその繪卷としての形態に關しては變更が作されたであらうこととは既述の如くである。

却説、他面この序文の數行は、疑ひもなく、貞和三年釋教卅六人歌仙撰集と同時に繪をも作れることを述べたものであつて、國華が兩者の成立に多少の年月の経過を想定せるは了解に苦しむところであるが、上來長々と考察し來つたところに據つて、最後の結論を下すならば、佐々木家本は貞和三年成立の原本にはあらずして、それに多くの年月を隔ずして作られた第二傳の如き位置を占むるものと考へられるのである。而してその繪卷としての形態に關しては變更が作されたであらうこととは既述の如くである。

而して、佐々木家本歌仙は云はゞ廣義の似繪の範疇に屬するものであり、之と略々時代を同じくする東北院職人歌合

曼殊院舊藏、現
帝室博物館藏

の如きと相通する様式のものであるが、彼が宮廷の貴紳の手に出づるものとすれば、之は佛家の手すきびに成ること、その佛教圖像と相通ふ點あ

るによつて想像される。

五 結 語

上來考察し來つたところによつて、吾人はこの釋教歌仙が意外に複雑なる美術史的課題を含んでゐることを知つたが、この釋教歌仙成立の一般的情勢については、いまこゝに多くの言を費すことを避けたい。

たゞ撰者について一言するならば、國華が既に云へる如く、佐々木家本の内題の下に勸修寺僧正榮海撰と記されたことは、之を原撰者の記と見るべく多大の疑義を存するものであらうが、しかし佐々木家本の書寫年代に省みる時、之を榮海の撰となすことには何等かの根據があつたことゞ思はれるのである。

榮海は大舍人藤原俊業の子、聖濟僧正の室に入つて出家し、無動寺に住し、移つて慈尊院第六世の席を董し、貞和元年正月四日東寺長者に補され寺務並法務宣下、貞和三年八月十六日勸修寺慈尊院にて入滅、時に年七十であつた。彼が和歌に達せることは後傳燈廣錄によつても知られるが、新拾遺卷第十七、新後拾遺卷第十三、新千載卷第十七、には夫々一首の和歌を遺して居る。

釋教歌の目は後拾遺集以後の勸撰集に存し、當代歌仙繪の流行に伴つて、彼の如きがこの釋教歌仙を撰したことには何の不思議はない。

附記 沙彌滿誓像の寫眞は田中一松氏より拜借した。乍筆末記して深謝の意を表はす次第である。

釋教廿六人歌仙圖後跋

東京
佐々木信綱氏藏

釋教冊六人歌仙圖(常信縮圖)

東京美術學校藏

釋教冊六人歌仙圖（常信繪圖）

東京美術學校藏